

四日市市上下水道局告示第26号

四日市市上下水道局低入札価格調査試行要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年 5月16日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市上下水道局低入札価格調査試行要綱の一部を改正する要綱

四日市市上下水道局低入札価格調査試行要綱(平成20年上下水道局告示第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
四日市市上下水道局低入札価格調査 <u>実施</u> 要綱(平成20年上下水道局告示第32号) (目的) 第1条 (略) (準用) 第2条 低入札価格調査の施行については、別に定めるもののほか、四日市市低入札価格調査 <u>実施</u> 要綱(平成20年四日市市告示第362号)の規定を準用する。	四日市市上下水道局低入札価格調査 <u>試行</u> 要綱(平成20年上下水道局告示第32号) (目的) 第1条 (略) (準用) 第2条 低入札価格調査の施行については、別に定めるもののほか、四日市市低入札価格調査 <u>試行</u> 要綱(平成20年四日市市告示第362号)の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

(上下水道局管理部総務課)